HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	実効的権利保護論の現代的課題 ： 仮の権利救済を中心として
Author(s)	北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター
Description	シンポジウム　国際研究集会「実効的権利保護論の現代的課題ー仮の権利救済を中心としてー」（札幌，2007年11月2日，北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター主催，同研究科公法研究会共催）
Citation	北大法学論集，59(1)，113-115
Issue Date	2008-05-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33813
Type	departmental bulletin paper
File Information	59-1_p113-117.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

シンポジウム

国際研究集会

実効的権利保護論の現代的課題

――仮の権利救済を中心として――

北海道大学大学院法学研究科附属
高等法政教育研究センター

ヴォルフ＝リューディガー・シェンケ
（村上　裕章　訳）

笹　田　栄　司

主報告　ドイツ行政訴訟における仮の権利保護

副報告　実効的権利保護の要請と仮の救済・内閣総理大臣の異議

二〇〇七年一一月二日（金）、北海道大学人文社会科学総合教育研究棟にて、国際研究集会「実効的権利保護論の現代的課題――仮の権利救済を中心として――」が開催された（北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター主催、同研究科公法研究会共催）。本研究集会については、財団法人社会科学交流江草基金から後援をいただいた。

二〇〇四年の行政事件訴訟法改正は、「国民の権利利益の救済を実効的に保障する」ことを目的として行われた。同法の解釈論を展開し、さらには第二段階の改正を構想する上で、実効的権利保護論を発展させることが重要な課題となっている。本研究集会は、ドイツから当該問題の第一人者であるヴォルフ＝リューディガー・シェンケ（Wolf-Rüdiger Schenke）氏（マンハイム大学名誉教授）を招き、仮の権利救済に対象を絞り、憲法及び行政法の観点からこの問題に検討を加えることを目的として開催された。

シェンケ氏（一九四一年生まれ）はドイツを代表する公法学者の一人であり、チュービンゲン大学及びエアランゲン大学で法学を学んだ後、エアランゲン大学で博士号を取得、マインツ大学、ボッフム大学等を経て、一九七九年、マンハイム大学に正教授として着任された。二〇〇七年にはマンハイム大学から名誉教授の称号を受けている。また、二〇〇〇年からは、自ら設立したドイツ・ヨーロッパ刑事訴訟法・警察法研究所の所長も務められている。

シェンケ氏は、憲法・行政法の両分野において、多くの重要な著書・論文等を公刊されている。とりわけわが国でもよく知られているものとして、教授資格論文である「規範による不法に対する権利保護」（Rechtsschutz bei normativem Unrecht, Schriften zum Öffentlichen Recht, Bd. 357, 1979）、ボン注釈書における基本法一九条四項の注釈（Die Rechtsschutzgarantie des Art. 19 IV GG, Bonner Kommentar zum GG, 1982）、教科書「行政訴訟法」（Verwaltungsprozessrecht, 11. Aufl., 2007）及び「警察・秩序法」（Polizei- und Ordnungsrecht, 5. Aufl., 2007）、注釈書「行政裁判所法」（Kopp/Schenke, Verwaltungsgerichtsordnung Kommentar, 15. Aufl., 2007）などがある。

本研究集会では、シェンケ氏が主報告「ドイツ行政訴訟における仮の権利保護」を行い、日本側からは笹田栄司氏（北海道大学院教授）が副報告「実効的権利保護の要請と仮の救済・内閣総理大臣の異議」を行った。引き続き、ディスカッサントである川又伸彦氏（日本大学教授）、赤坂正浩氏（神戸大学教授）、人見剛氏（北海道大学教授）による質疑がなされ、最後にフロアを交えて活発な討論が行われた。

以下ではそのうち主報告と副報告を掲載する。